

隠岐の島町 お知らせ便

第370号（令和5年4月20日発行）
発行：隠岐の島町総務課広報広聴係

掲載記事一覧

- ① 総合体育館照明、運動公園ナイター照明の料金改定及び使用時間改定のお知らせ
- ② 「第36回隠岐しげさ節全国大会」の前売り入場券販売について
- ③ 生殖補助医療費助成事業について
- ④ 隠岐の島町下水道接続工事補助金について
- ⑤ はぴこ結婚相談会の開催について【事前予約制】
- ⑥ 隠岐病院産婦人科診療体制の変更について
- ⑦ 西郷地区一斉清掃の実施に

- ⑧ 令和5年度特設人生相談所の設置について
- ⑨ 第三回竹島問題を考える・バスツアーについて
- ⑩ 令和5年度まちづくり支援事業の募集について
- ⑪ 運動公園の「虹色広場」開演のお知らせと料金について
- ⑫ 太陽光発電システム等導入への補助金について
- ⑬ 木質ペレット熱利用設備への補助金について
- ⑭ 休日の当番医について
- ⑮ 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のご案内
- ⑯ 脳検診費用助成のご案内
- ⑰ ウルトラマラソン的一般ボランティアスタッフを募集します
- ⑱ 令和5年度軽自動車税（種別割）について
- ⑲ 「こころの健康相談」について
- ⑳ 令和5年度 新型コロナワクチン接種について
- ㉑ 5〜11歳対象新型コロナワクチン接種について
- ㉒ 12歳以上の初回（1・2回目）新型コロナワクチン接種について
- ㉓ 歯周疾患検診の実施について

ナイター照明	野球（島内）	2,200
	ソフトボール（島内）	1,700
	野球（島外）	4,400
	ソフトボール（島外）	3,400

アリーナ照明	全点灯	全面	1,100
		全面	900
	通常点灯	半面	400
		1/3面	300
間引き点灯	全面	400	

● お問い合わせ先
役場都市計画課
電話 2・8580

● お問い合わせ先
役場都市計画課
電話 2・8575

① 総合体育館照明、運動公園ナイター照明の料金改定及び使用時間改定のお知らせ

② 「第36回隠岐しげさ節全国大会」の前売り入場券販売について

記号の説明
時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ
¥=費用・参加費 縮=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物

③ 生殖補助医療費助成事業について

本町では、不妊治療のうち体外受精や顕微授精等の生殖補助医療を受けている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担軽減を図るため、令和5年度より新たな助成事業を実施します。

【対象者】

隠岐の島町に住所を有する方で、
①令和5年4月1日以降に生殖補助医療を開始した者

②令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に生殖補助医療を開始した者（経過措置対象）

【対象治療】

・保険適用の生殖補助医療に係る医療費の自己負担部分に対する助成

【助成額】

・1年度あたり上限15万円
（1年度は4月から翌年3月までとなりません。）

【申請方法】

- ①申請書を必要書類とともに、年度末までに提出する。
 - ②経過措置対象の方は、令和5年8月31日までに申請書を提出する。
- 【申請に必要な物】
- ①生殖補助医療費助成金申請書
 - ②医療機関医師証明書

③治療に要した費用の領収書（原本）と診療明細書（原本）

④助成対象となる者の保険証

⑤限度額認定証

※医療保険各法の規定に基づく保険者に申請をして下さい。

⑥申請者名義の振込口座を確認できるもの（通帳またはキャッシュカードの写しなど）

⑦婚姻を確認できる書類（戸籍抄本など）

⑧申立書（事実婚関係にある夫婦のみ）

*町では一般不妊治療費用助成も実施しています。詳しくは保健福祉課までお問い合わせ下さい。

●お問い合わせ先

役場保健福祉課子育て包括支援係
電話 2・8577

④ 隠岐の島町下水道接続工事補助金について

当町でも下水道供用エリアが広がっており、下水道接続の促進を図るため、令和5年4月から補助制度を開始します。

●補助内容

下水道区域において供用から3年以内の新築を除く建物について、下水道接続に係る工事費に対し、上限30万円の補助を行います。

経過措置として、既供用エリアについては、令和7年度末まで対象とします。

●必要書類

- ・交付申請書
- ・工事見積書の写し
- （内訳の分かるもの。）
- ・工事契約書の写し

（契約前の場合は契約後提出）

なお、補助制度の開始に伴い現在行っている、接続促進のための分担金減免及び水洗便所等改造資金融資あっ旋制度については廃止いたします。

詳しくは、役場上下水道課または排水設備指定工事店にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

役場上下水道課業務係
電話 2・0192

⑤ はぴこ結婚相談会の開催について【事前予約制】

「はぴこ」とは、一般社団法人しまね縁結びサポートセンターに登録された、縁結びをお手伝いするボランティアです。

20歳以上で真剣に結婚をお考えの独身者を対象に、隠岐の島町在住のはぴこによる結婚相談会を開催します。

お相手探しや、出会いのきっかけづくりなどをサポートいたします。結婚したいけど何から始めてよいのかわからない、なかなか縁がなくて…など結婚に関することをお気軽にご相談ください。

相談・登録は無料、秘密は厳守します。

●日時

5月21日（日）午前10時～12時

●場所

文化会館1階 小会議室

●対象

島根県に在住、在勤、近い将来移住予定の20歳以上の独身者

●必要なもの

運転免許証、マイナンバーカード等本人と住所が確認できるもの

●予約締切

5月17日（水）午後5時

◆予約先

一般社団法人しまね縁結びサポートセンター
電話 0852・61・1150

休所日：火・水・祝日

※2回目は6月18日（日）に開催

6 隠岐病院産婦人科診療体制の変更について

医師の人事異動等に伴い、令和5年4月より当面の間、隠岐病院産婦人科は医師1名体制となり、次のとおり診療体制を変更いたしますのでお知らせいたします。
 ●ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

●産婦人科外来診療について、週3日(火、水、金)に変更いたします。なお、月、木曜日の診療は救急外来において対応いたします。
 ●隠岐病院でのお産について、これまで通り継続いたします。

●本土医療機関と協力し隠岐病院でお産が出来るように努めますが、お産におけるリスクが高い妊婦さんは本土医療機関に紹介いたします。
 ●ご不安、ご不明な点がございましたら隠岐病院までお問い合わせください。

●お問い合わせ先
 隠岐病院
 電話 2・1356 (代表)

7 西郷地区一斉清掃実施について

西郷地区の一斉清掃を実施しますので、皆様のご協力をお願いします。

●日程 下表のとおり。
 ※雨天等で中止となった場合は5月28日以降の日曜日に順次実施します。

●清掃内容
 ①居住地周辺の生活排水路及び公共の場の草取り等。
 ②空き缶などの回収。

●お願い
 ①8時頃からトラックが回りますのでゴミ・汚泥等の積み込みについては町内の皆様の協力を願います。
 ※最終の収集運搬を11時としますので、それまでの清掃をお願いします。

②トラックの台数には限りがありますので、各地区で軽トラック等での搬入のご協力をお願いします。(搬入場所は今津最終処分場です。)
 ③家庭内のゴミの搬出は絶対に行わないで下さい。

●お問い合わせ
 役場環境課生活環境係
 電話 2・8565

実施日	清掃地区
5月14日(日)	西町・港町・城北町(日記、八田、田井)・磯地区 岬町・中条地区・有木(クラミ口、月無)
5月21日(日)	中町・東町・登具・栄町・東郷地区・中地区

8 令和5年度 特設人権相談所の開設について

人権擁護委員は法務局職員とともに、町民の皆様に気軽に足を運んでいただけるよう、文化会館や各支所・出張所・公民館などで特設人権相談所を開設しています。
 セクハラ(性的な嫌がらせ)やパワハラ(自らの権力や立場を利用した嫌がらせ)、家庭内暴力、体

罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別など「自分の悩みは人権侵害かも?」と思ったら、一人で悩まず、気軽にご相談ください。相談は無料で、相談についての秘密は厳守します。
 特設人権相談所の開設場所、日時などについては、下記のとおりです。

●お問い合わせ先
 松江地方法務局西郷支局
 電話 2・0240

2月	12月				10月	9月		8月	6月			4月	月
1日	7日	7日	6日	6日	5日	7日	6日	3日	7日	1日	1日	6日	日
○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	時間
西田会館	隠岐島文化会館	布施支所	五箇支所分庁舎	中里集会所	隠岐の島町社会福祉センター	中出張所	上里集会所	飯田会館	五箇支所分庁舎	布施支所	隠岐島文化会館	隠岐島文化会館	場所

○・・・13時～15時、●10時～12時

記号の説明
 時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ
 ￥=費用・参加費 縮=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物

9 第3回 竹島問題を考える・バスツアー

今回で3回目を迎える「竹島問題を考える・バスツアー」ですが、令和5年3月に実施し、多くの町民の皆様の申し込みをいただきましたので、前回と同じ内容でのツアーを企画いたしました。

竹島問題を町民の皆様へ考えていただくきっかけとして、島内での竹島に係る地を巡り、また、バスツアーを通じて隠岐の島の観光資源の再発見をしていただきます。

●講師 常角 敏 氏

●日時 令和5年5月28日(日) 13時～17時(予定)

●集合 隠岐の島町役場正面玄関前 ※12時45分までに集合願います。

●場所

隠岐の島内(西郷～平～原田～福浦～代～久見～西村～布施～大久～東郷～西郷)

●対象

隠岐の島町島民(中学生以下は保護者同伴)

●主催 隠岐の島町

●参加費 3180円(受付時集金いたします)

●持参品 飲み物など(天候によってはお雨具)

定員..24名(先着順)

●申込方法

電話のみ受付(期間内先着順)

●申込期間

5月1日(月)～5月19日(金)

※土日祝日を除く受付時間8時30分から17時15分まで

●学習内容

＜竹島関係＞

・浄土寺(小路)、万泉寺跡(北方)、島神社(福浦)、久見竹島歴史館(久見)、安龍福遭難(西村)、かよい浦(大久)、東郷神社鳥居(東郷)、ボタン工場・中井家(港町)、億岐家(下西)

＜観光名所・歴史中心＞

・小松城跡(平)、国分寺大会(池田)、唐橋中将の墓(雨来)、勝山城跡(原田)、小野篁(都万路)、望楼跡・砲台跡(伊後)、北前船(布施)、秋の武松(卯敷)、惣倉山・宮田城跡(東郷)、隠岐国駅鈴・刀傷と弾痕・国府尾城跡(下西)

【申し込み先・問い合わせ先】

役場総務課 竹島対策室

電話 2・2111

FAX 2・6005

E-mail

takeshima@town.okinoshima.s

himane.jp

※提供していただいた個人情報につきましては、「竹島問題を考える・バスツアー」のみに利用します。

10 令和5年度 まちづくり支援事業の募集について

隠岐の島町では、活力あるまちづくりを推進することを目的として、町民の皆様が協力し、地域で考え、自主的かつ主体的に行動することを支援する「まちづくり支援事業(補助金制度)」を募集します。

●事業の募集期間

令和5年4月24日(月)～6月30日(金) 17時15分まで

●応募対象

町民の皆様が主体的に参画し、町内でまちづくり活動を行う概ね3名以上の団体

●対象事業

3年以上の継続が見込める事業で次の項目に該当する事業とします。

①まちづくりの推進を図る事業

②地域を支える人づくり、仕組みづくりの事業

③地場産業の振興のための事業

※なお、これまでに本事業の採択を受け実施した団体又は当該団体と類する組織による事業は対象となりません。

●補助金の額

対象事業の事業費の10分の9以内で且つ、1事業につき、ソフト

事業は20万円、ハード事業は80万円を上限とします。

●審査方法

審査会により審査を実施し、事業の採択を決定します。

●応募方法等詳しくは、隠岐の島町ホームページをご覧ください

か、隠岐の島町地域振興課までお問い合わせください。

◆ご応募・お問い合わせ先

役場地域振興課政策企画係

電話 2・8570

11 運動公園の「虹色広場」開園のお知らせと料金について

「虹色広場」が開園致しました。使用料につきましては無料となります。

ご使用の際は、必ず総合体育館で受付をしてからご利用していただきますようお願い致します。

詳しくは隠岐の島町ホームページをご覧ください。

ご不明な点がございましたら左記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

役場都市計画課 都市整備係

電話 2・8580

記号の説明

時=日時 所=場所 対=対象・定員 申=申し込み 内=内容 問=問い合わせ
 ¥=費用・参加費 締=締め切り 出=出演・講師・指導 他=その他 持=持ち物

隠岐の島町 お知らせ便 370号 令和5年 4月20日発行

別冊 ①

12 太陽光発電システム等 導入への補助金について

本町では、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図っています。今年度、住宅用太陽光発電システム等を設置される方を対象に補助金を交付します。

●補助対象者

隠岐の島町内において、自ら住宅として使用されている建物、または住居として使用される予定の建物に未使用の住宅用太陽光発電システム等を設置される方。
(店舗・事務所などとの兼用は、可能です。)

●補助対象機器

①太陽光発電システム
低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の公称最大出力(システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値)が10kW未満であるもの。

②蓄電池設備

①の要件に満たした住宅用太陽光発電システムが設置されていること。蓄電容量が1kWh以上の蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を活用することが出来るもの。

●補助金額

①太陽光発電システム
太陽電池の最大出力1kWあたりに3万円とし、12万円を上限とします。

②蓄電池設備

設置に要する経費。7万円を上限とします。

なお、この補助金は、島根県の「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」を充当します。

●申請期限

令和6年1月31日

◆お問い合わせ先

役場環境課エネルギー対策室
電話 2・8565

13 木質ペレット熱利用設備 への補助金について

本町では、地球温暖化防止対策の一環として、環境への負荷の少ない自然エネルギーの普及促進を図っています。今年度、木質ペレ

ット熱利用設備を設置される方を対象に補助金を交付します。

●補助対象者

隠岐の島町内に、住所を有する者または事業所を有する法人若しくは団体が、町内施設(住宅、店舗、事務所、農業用ハウス、作業場等)に未使用の木質ペレット熱利用設備(ストーブ・ボイラー)を設置される方。

●補助要件

未使用の木質ペレットストーブ本体または木質ペレットボイラー、設置に必要な煙突・付属品の購入費、及び設置に必要な費用(取付施工費、壁貫通工事費、防火工事費等)。

ただし、消費税及び地方消費税相当額は除く。

●補助金額

補助対象経費の1/2とし、1台あたり40万円を上限とします。(個人の場合は一世帯1台、法人・団体等の場合は2台までとする。)

なお、この補助金は、島根県の「再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」を充当します。

●申請期限

令和6年1月31日

●お問い合わせ先

役場環境課エネルギー対策室
電話 2・8565

14 休日の当番医について

5月の日曜・休日の当番医院は左記のとおりです。

当番日	当番医院	連絡先
3日(水)	高梨医院	2・00049
4日(木)	宇野内科医院	2・2572
5日(金)	半田内科クリニック	2・6280
7日(日)	高梨医院	2・00049
14日(日)	宇野内科医院	2・2572
21日(日)	半田内科クリニック	2・6280
28日(日)	高梨医院	2・00049

※当番表については隠岐広域連合のホームページでもご覧になれます。
(<http://www.okikouiki.jp/>)

※在宅当番医制度は、当番医院を決めて、休日に救急患者の対応をするもので、隠岐の島町では3つの医院が救急対応をしています。休日の救急対応が必要ときは、当番医院を受診しましょう。
※受付時間は午前7時から午後7時までです。
※受診の際は、事前に当番医院に連絡してから受診しましょう。

●お問い合わせ先

隠岐広域連合 総務課
6・9150

⑮ 高齢者肺炎球菌予防接種費用助成のご案内

保健福祉課健康係では、高齢者肺炎球菌の予防を目的に定期予防接種費用助成を行っています。

【定期予防接種費用助成対象者】

隠岐の島町に住所を有し、令和5年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方

*上記以外に60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方も対象となります。

※これまでに一回でも接種をしたことのある方は

定期予防接種の対象となりません。

※個別通知は行いません。



〈令和5年度 定期予防接種 対象者〉

65歳	昭和33.4.2～昭和34.4.1生まれ
70歳	昭和28.4.2～昭和29.4.1生まれ
75歳	昭和23.4.2～昭和24.4.1生まれ
80歳	昭和18.4.2～昭和19.4.1生まれ
85歳	昭和13.4.2～昭和14.4.1生まれ
90歳	昭和8.4.2～昭和9.4.1生まれ
95歳	昭和3.4.2～昭和4.4.1生まれ
100歳	大正12.4.2～大正13.4.1生まれ

◎助成金額 一人当たり1回 3,000円

◎助成の対象となる接種期間・場所

■接種日：令和5年4月1日～令和6年3月31日

■接種場所：医療機関（かかりつけ医でご相談ください）

◎申請受付期間

■令和5年4月3日（月）～令和6年4月5日（金）

◎助成手続きの手順

①接種費用を全額医療機関に支払ってください。

②後日、役場保健福祉課・支所窓口で申請してください。

（必要書類：印鑑・領収書・診療明細書・振込先金融機関通帳・予診票）

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課健康係 TEL 2-8562

⑯ 脳検診費用助成のご案内

生活習慣病の予防を推進するために、隠岐病院が行う脳検診に対する費用助成を行います。

受付期間：5月10日（水）～5月24日（水）※予約者が130名になり次第受付終了

受付時間：平日15時00分～17時00分

予約先：隠岐病院健診室（2-1356）

検診実施期間：6月～10月

◎助成までの流れ

隠岐病院へ電話予約

※予約の際は、住所、氏名、生年月日、連絡先、隠岐病院診察券（お持ちの方のみ）のカルテ番号等を電話にておたずねします。



保健福祉課窓口で助成証明書発行

※検診日までに手続きにお越しく下さい。

※印鑑・保険証をご持参ください。

◎助成対象者：①と②の両方の条件を満たす方

①隠岐の島町に住所を有する40歳以上75歳未満の方

（昭和24年4月2日～昭和59年3月31日までに生まれた方）

②令和3年度・4年度に脳検診費用助成を受けていない方

◎助成金額等

個人負担：8,580円 検診当日必要です。

助成金（18,920円）は直接役場から病院に支払われます。

⚠️～ご注意ください～

脳検診の内容には、特定健診と肺がん検診が含まれます。

脳検診を受ける方は、特定健診と肺がん検診を受診しないようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課健康係 TEL 2-8562

⑰ ウルト라마ラソンの一般ボランティアスタッフを募集します。

「第16回 隠岐の島ウルトラマラソン」の大会運営をお手伝いしていただくボランティアスタッフを募集します。皆様のご協力をお願いします。

●募集内容

・募集対象 18歳以上

・業務内容 ①走路員（選手の走路確保・交通整理等） ②給水所スタッフ ③受付スタッフ ④その他

・支給品 スタッフTシャツ（必要に応じて感染症対策用品）

・申込期限 5月12日（金）

・申込方法 下記の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、大会事務局へお申し込みください。

※申込用紙は大会ホームページからダウンロードもできます。（大会ホームページは隠岐の島ウルトラマラソンで検索!!）

●お申込及びお問い合わせ先

〒685・8585

隠岐の島町下西78番地2

隠岐の島ウルトラマラソン大会事務局

（隠岐の島町役場商工観光課内）

電話 2・8575

FAX 2・3302



隠岐の島ウルトラマラソン大会事務局行き (FAX:08512-2-3302)

隠岐の島ウルトラマラソンボランティアスタッフ申込用紙

フリガナ		性別	生年月日	年齢
氏名		男・女	年 月 日生	歳
住所	〒 - 隠岐の島町			Tシャツ希望サイズ
				S・M・L・LL 3L・4L・5L
電話番号 (自宅)	-	携帯電話	-	-
希望活動 内容	走路員 ・ 給水所係 ・ 受付 ・ その他 ()			
ウルトラマラソン ボランティア経験 の有無	有 ・ 無	※有の場合、その他の内容 走路員 ・ 給水所係 ・ 受付 ・ その他 ()		
注 意 項	<p>1. ボランティア活動内容については、居住地区等を考慮して配置しますが、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。 従事時間については、場所によって異なります。 開始時間は場所によっては早朝4時30分～5時00分頃となる場合もあります。また、終了時間は遅い場所で19時30分～20時00分頃になります。</p> <p>2. 活動時間帯によっては昼食を支給します。</p> <p>3. 活動場所までの交通手段等は各自でお願いします。</p> <p>4. ボランティア活動中の事故・傷病への補償は大会実行委員会が加入する保険の範囲内で対応するものとします。</p> <p>【個人情報の取り扱いについて】 主催者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を厳守し、主催者の個人情報保護方針に基づき、個人情報を取り扱います。申込書に記載いただいた情報は、大会関連情報の通知、案内等に利用します。</p>			

18 令和5年度軽自動車税（種別割）について

お問い合わせ先：役場税務課
電話 2 - 8574

軽自動車税（種別割）は、隠岐の島町に主たる定置場のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型特殊自動車について、毎年4月1日現在での所有者に対して課税されます。また、所有権保留付割賦販売の場合には、買主を所有者として、買主に課税されます。

令和5年度の軽自動車税（種別割）の税率は次のとおりです。なお、令和5年度の納期限は5月31日(水)です。期限内の納付をお願いいたします。

1. 三輪及び四輪の軽自動車（新車新規登録の時期により、適用される税率が異なります）

車種	新車新規登録が		
	H27.3.31 以前 旧税率※1	H27.4.1 以前 標準税率※2	H22.3.31 以前 重課税率※3
軽自動車三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
軽自動車 四輪乗用	自家用	7,200 円	10,800 円
	営業用	5,500 円	6,900 円
軽自動車 四輪貨物	自家用	4,000 円	5,000 円
	営業用	3,000 円	3,800 円

【※1】平成22年4月1日～平成27年3月31日に初年度検査を受けた車両には、旧税率が適用されます。

【※2】平成27年4月1日以降に新規登録された車両には、標準税率が適用されます。

【※3】初年度検査から13年を経過した車両には、重課税率が適用されます。

2. 環境性能の優れた車両のグリーン化特例（軽課税率）

三輪及び四輪の軽自動車のグリーン化特例（軽課）について令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に新車として新規登録された車で、一定の要件を満たす対象車については、取得の翌年度に限り、軽自動車税（種別割）が下記の表のとおり軽減されます。

車種	電気・天然ガス	H30年排出ガス基準達成車又は、 H21年排出ガス基準値+10%低減達成車	
		【重用】R2年基準 +R12年基準90%達成	【重用】R2年基準 +R12年基準70%達成
軽自動車三輪	1,000 円	—	—
軽自動車 四輪乗用	自家用	2,700 円	—
	営業用	1,800 円	3,500 円
軽自動車 四輪貨物	自家用	1,300 円	—
	営業用	1,000 円	—

○達成基準については車検証の備考欄に記載があります。

○グリーン化特例（軽課税率）は初年度検査年月の翌年度のみ適用となります。

○天然ガス車両基準は、H30年排出ガス規制適合車両または、H21年排出ガス規制10%以上低減となります。

3. 原動機付自転車等

車種	令和5年度税率	車種	令和5年度税率
原動機付自動車	～50cc以下	二輪の小型自動車	250cc超～
	50cc超～90cc以下	ミニカー	
	90cc超～125cc以下	2,000 円	2,000 円
軽自動車二輪	125cc超～250cc以下	3,600 円	小型特殊自動車 農耕作業用 その他
			5,900 円

○小型特殊自動車の農耕作業用とは

乗用型で最高速度35km/h未満の農耕トラクター、コンバイン、農業用薬剤散布車、田植え機などを指し軽自動車税（種別割）の課税対象となります。たとえ道路を走行しなくてもこれらを所有している方は、軽自動車税（種別割）の申告手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を受ける必要があります。

隠岐の島町
お知らせ便
370号
令和5年
4月20日発行

別冊 ②

19 「こころの健康相談」
について

《二人で悩まず、専門医に話してみませんか》

隠岐保健所で「こころの健康相談」を開催します。

精神科医師が、ご本人やご家族、支援者の方々の相談に応じます。眠れない日が続く、憂うつや不安になる、物忘れが気になる方、周りから見えてお酒やギャンブルがやめられない、ひきこもるようになる方に対応しているなどの相談にも応じます。医療受診に悩んでいる方もぜひご利用ください。

なお、相談は無料で、相談内容の秘密は守ります。また、相談はタブレットを用いたオンライン相談で、事前予約制です。

●日時：令和5年5月19日（金）
13時から17時まで

●場所：隠岐保健所

●相談医：八雲病院の精神科医

●申込期限：令和5年5月8日（月）

※事前予約制
お問い合わせ先

隠岐保健所 地域健康推進課

電話 2・9712

20 令和5年度 新型コロナ
ワクチン接種について

国の特例臨時接種の期間延長に伴い、令和5年度も、接種を希望される方に、新型コロナワクチン接種を実施します。

◆令和5年春開始接種（5月～）

【対象者】

初回接種（1・2回目）が終了している12歳以上の方で、左記に該当する方

①65歳以上の方

②12歳～64歳で、基礎疾患を有する方

③医療機関等の従事者、高齢者施設等の従事者

※いずれも、前回接種日から3か月以上経過している方

【対象者別の接種券の送付】

《①65歳以上の方》

昭和33年5月15日以前の生年月日の方には、4月下旬に自宅へ個別送付します。

《②12歳～64歳で、基礎疾患を有する方》

接種券発行申請書の提出が必要です。申請書受付後、自宅へ送付します。接種券が届いてから、予約をしてください。

○接種券の申請方法

・役場保健福祉課での窓口申請

・郵送による申請

・町ホームページからの申請

申請期限：5月31日（水）

《③医療機関・高齢者施設等の従事者》

各所属先で取りまとめて町に申請後、4月下旬に自宅へ個別送付します。

【使用するワクチン】

・ファイザー社製オミクロン株対応

2価ワクチン

・モデルナ社製オミクロン株対応2

価ワクチン

※ワクチンは選べませんのでご了承ください。

承ください。

【接種会場・接種方法・接種期間】

○町内医療機関での個別接種

5月15日（月）～7月21日（金）

○役場町民ホールでの集団接種

5月20日（土）・5月21日（日）

【予約開始日時】

5月9日（火）8時30分から

【予約方法】

①隠岐の島町ホームページ

②隠岐の島町公式LINE

③予約専用電話（2・5670）での予約

★接種日時や予約方法の詳細は、個別送付した接種券に同封の案内文、隠岐の島町ホームページをご覧ください。

★案内文に記載の五箇診療所の接種日は一部変更となっています。

変更前6月23日↓6月2日

★4月末までに接種券が届かない場合は、新型コロナワクチン相談窓口へご連絡ください。

◆令和5年秋開始接種（9月～）

【対象者】

初回接種（1・2回目）が終了している5歳以上のすべての方。

【接種体制等】

接種券の発送、接種期間、予約方法等の詳細は、夏頃にお知らせします。

【お問い合わせ先】

コロナワクチン相談窓口（役場保健福祉課）

電話 2・5670

**① 5～11歳対象
コロナワクチン接種に
ついて**

5～11歳の方のコロナワクチン接種を左記のとおり実施します。

【対象者】

初回接種（1・2回目まで）を終了している5～11歳の方で、前回接種日から3か月以上経過している方

【使用するワクチン】

ファイザー社製小児用オミクロン株対応2価ワクチン

【接種日】

6月25日（日）予定

【接種会場】 隠岐病院

【予約開始日時】

5月23日（火）8時30分から

*接種券等は5月上旬頃に送付します。予約方法は、同封の案内文をご確認ください。

*なるべくスマートフォン・パソコンによる予約をお願いします。（24時間対応）

★6月に他の予防接種の予定がある方、ご案内の接種日で接種できない方は、保健福祉課へご連絡ください。

★初回接種（1・2回目）を未実施の方で接種を希望される方は、従来株ワクチンでの接種となります。接種を希望される方は、保健

福祉課へお申し込みください。

【申込期限】

5月31日（水）

○転入等で接種券が届かない方は申請が必要です。申請の上、接種券が届いてから、ご予約ください。

●お問い合わせ先

役場保健福祉課子育て包括支援係
電話 2・8577

② 12歳以上の初回（1・2回目）新型コロナワクチン接種について

令和5年度も、接種を希望される方に、新型コロナワクチンの初回接種（1・2回目接種）を実施します。

【対象者】

初回接種（1・2回目）を未実施または1回目のみ接種が終了している方

【接種券発行申請】

接種券発行申請書の提出が必要です。

《申請方法》

- ・ 役場保健福祉課での窓口申請
- ・ 郵送による申請
- ・ 町ホームページからの申請

【使用するワクチン】

ファイザー社製従来株対応ワクチン

【接種会場・接種日時】

申請書受付後、個別に連絡します。

【申請書提出期限】

5月15日（月）

●お問い合わせ先

コロナワクチン相談窓口（役場保健福祉課）
電話 2・5670

③ 歯周疾患検診の実施について

隠岐の島町では、40歳から70歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に、歯周疾患検診を実施しています。

歯周疾患は、歯を失う原因になるだけでなく、糖尿病や動脈硬化をはじめ様々な生活習慣病にも影響を与えます。

この機会に検診を受診し、歯周疾患を予防しましょう。

●実施期間

令和5年4月1日（土）

～令和6年2月29日（木）

●実施場所

町内の歯科医院・歯科診療所

●受診方法

歯科医院へ電話で予約

●当日の持ち物

- ・ 通知書（3、4月に送付）
- ・ 保険証
- ・ 健康手帳（お持ちの方）

※通知書を紛失された場合は、再発行いたしますので、役場保健福祉課へご連絡ください。

- 料金 無料
- 対象の方

70歳	65歳	60歳	55歳	50歳	45歳	40歳
昭和27年4月2日～ 昭和28年4月1日生	昭和32年4月2日～ 昭和33年4月1日生	昭和37年4月2日～ 昭和38年4月1日生	昭和42年4月2日～ 昭和43年4月1日生	昭和47年4月2日～ 昭和48年4月1日生	昭和52年4月2日～ 昭和53年4月1日生	昭和57年4月2日～ 昭和58年4月1日生

*令和5年4月1日現在の年齢です。

●この検診は、健康づくりポイント対象事業（3ポイント）です。

●お問い合わせ
役場保健福祉課健康係
電話 2・8562